

第7回八幡市農業委員会議事録

令和3年2月5日（金） 午後2時00分

八幡市文化センター 1階 展示室

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和3年2月5日開催の第7回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （猪飼 美和子） _____

署名委員 （森田 正彦） _____

案 件

議案第19号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第20号 農地法第5条許可申請審議の件
議案第21号 非農地証明願承認の件
議案第22号 2アール未満の農業用施設の届出について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

欠 席
吉川 俊孝

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

欠 席
な し

事務局

小西 道宏	小坂 富美子	奥村 則雄	梶浦 靖人
-------	--------	-------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今より、第7回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の
署名委員さんについては、議席番号 7番 猪飼 美和子 委員と議席番号
8番 森田 正彦 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第19号 農地法第3条許可申請審議の件」を 議題といたします。 上段から2件の岩田里と内里内垣内の案件については、〇〇〇〇委員 に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)
議 長	それでは、事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 岩田里、地目は田、面積228㎡ 外2筆 (合計 1,093㎡) 譲渡人 〇〇 〇〇氏 外1名、譲受人 〇〇 〇〇氏 申請物件の所在 内里内垣内、地目は田、面積1,624㎡ 譲渡人 〇〇 〇〇氏 外1名、譲受人 株式会社〇〇〇〇 につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題な いものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、2月4日に部会を開催し、審議した結果、 部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第19号 農地法第3条許可 申請審議の件」のうち、岩田里と内里内垣内の案件につきましては、許

	<p>可することといたします。 ○○委員の入室をお願いします。</p> <p>(○○委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、「議案第19号 農地法第3条許可申請審議の件」の残りの案件を議題といたします。 それでは、事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 申請物件の所在 八幡西島、地目は田、面積676㎡ 外3筆 (合計 1,132㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏</p> <p>申請物件の所在 美濃山狐谷、地目は畑、面積1,993㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏</p> <p>申請物件の所在 戸津小中代、地目は田、面積1,759㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏</p> <p>につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われまますので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月4日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第19号 農地法第3条許可申請審議の件」のうち、残りの案件につきましては、許可することといたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第20号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。 それでは、事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里舟小路、地目は田、面積998㎡</p>

	<p>譲渡人（使用貸人） ○○ ○○氏 譲受人（使用借人） 株式会社○○○○ 転用目的 露天駐車場</p> <p>（法説明） 本件につきましては、市街化調整区域内にある農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地です。 今回、内里舟小路に開設した農産物等直売所の来客数が当初予測より多いことから、府道を挟んだ当該地に来客用駐車場を新たに設置することが、農地法第5条第2項ただし書きに規定されている、転用の不許可の例外にあたる「農業用施設等」に該当することから許可相当と考えられます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、2月3日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	（委員一同 異議ナシ）
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第20号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第21号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	<p>（事務局 朗 読） 願出物件の所在 八幡垣内山、地目は畑、面積746㎡ 願出人 ○○ ○○氏</p> <p>（法説明） 本件につきましては、平成6年より露天駐車場として使用されていたためであります。非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、2月3日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。

	<p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第21号 非農地証明願ひ承認の件」について、承認することといたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第22号 2アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。 それでは、事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 届出物件の所在 岩田岩ノ前、地目は田、 面積2,937㎡の内180㎡ 届出人 ○○ ○○氏</p> <p>(法説明) 本件は、農地法施行規則(農地の転用の制限の例外)第29条第1号に規定する2アール未満の農業用施設であります。 承認については、問題ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月3日に部会を開催し、審議した結果、部会として、異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第22号 2アール未満の農業用施設の届出」について、承認することといたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 最後に何かございますか。 無いようでございますので、これをもちまして、第7回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>